

奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応し、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的として国が実施する肥料価格高騰対策事業(以下、「国事業」という。)を行う事業実施主体に対し、肥料費上昇分の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知)(以下、「国要綱」という。)、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)(以下、「国要領」という。)及び奈良県補助金等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、国要綱第4の事業実施主体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、国要綱第5の(3)の事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 奈良県肥料価格高騰緊急対策事業実施計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更の承認の申請)

第8条 補助事業者は、当該補助事業の内容又は経費の配分等を変更するときは、奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金変更承認申請書（第2号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更とは、補助金の額の30%以内の減とする。

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金実績報告書（第 5 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該会計年度の末日までの知事が別途定める日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 奈良県肥料価格高騰緊急対策事業実績報告書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(完了検査)

第 13 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、現地及び書類等の検査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面で通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金請求書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 9 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条の規定により知事が決定した内容及び付けた条件に違反したとき。
- (2) 第 8 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 10 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

別表

区分	経費	補助金の額
事業費	事業の実施にかかる経費	定額 但し、国要領の別記3の第2の2により算定される支援金の額の70分の15を上限とする。
推進事務費	補助対象事業者が間接補助事業者に補助金を交付するための振込手数料	定額